

資料 3

柏市いじめ防止基本方針の改訂について		
	改訂前	改訂後
はじめに【P2】	いじめの原因はいじめられている子どもにはありません。いじめの原因はいじめている子どもの中に求められるべきであり、それはその子ども自身が抱えている困難でもあります。	いじめの原因はいじめられている子どもにはありません。いじめの原因はいじめている子どもの中に求められるべきであり、それはその子ども自身が抱えている <u>難しい問題</u> でもあります。
第1章いじめの防止等のための基本的な考え方 2. いじめの防止等の対策に関する基本理念【P2~P3】	<p>いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して、将来に希望を持って生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目標に行われなければなりません。その際、いじめていた児童生徒があるときから逆にいじめられたり、同じグループの中でかわるがわる仲間はずれにであったりというように、いじめている子といじめられている子という単純な二元論は必ずしも成り立たないことや、いじめに直接関わっていない児童生徒の態度もそのいじめに影響することも考慮しなければなりません。また暴力を伴わないいじめであっても、心身の重大な危機を生じさせることも忘れてはなりません。</p> <p>児童生徒に対しては、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを理解させ、いじめを行わないことはもちろん、いじめを見たり、聞いたりしたときには勇気を持って教師や周囲の大人に伝えたり、相談したりできるように指導するとともに、それに速やかに対処できる体制を整えます。</p> <p>加えて、国、県、市、学校、地域、家庭その他関係者が連携し、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを最優先にして対処します。</p>	<p><u>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともにその後の成長に深い傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであります。</u></p> <p><u>いじめから児童生徒を守るためには、児童生徒に関わる大人一人ひとりが、「いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こりうるものである」ことを共有し、それぞれの役割と責任を自覚するなかでいじめの防止に取り組んでいく必要があると考えます。</u></p> <p><u>特に、子どもがいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければならないという強い決意で取り組まなければならないとします。</u></p>

第2章いじめの防止等のために柏市が実施する施策
1. 学校を支援するための体制整備【P3~P4】

【生徒指導アドバイザーの派遣】

生徒指導に高い知見を持った生徒指導アドバイザーが、各学校を巡回訪問し、各校の状況を把握します。各校からいじめの報告があった場合は、状況や要望に応じて個別の支援を行います。

(2) 生徒指導室の設置（新規）

平成28年度より児童生徒の生活面、安全面を集約し、長期欠席対策、いじめ防止、教育相談、学校安全対策を強化することを目的として教育委員会内に生徒指導室を設置しました。いじめ等の生徒指導の諸問題に対して下記のような学校支援を行います。

【生徒指導アドバイザーの派遣】

生徒指導に高い知見を持った生徒指導アドバイザーが、各学校を巡回訪問し、各校の状況を把握します。各校からいじめの報告があった場合は、状況や要望に応じて個別の支援を行います。また、各校からの要望に応じて授業者の支援等を行います。

【スクールソーシャルワーカーの派遣】（新規）

いじめや不登校、暴力行為、児童虐待等児童生徒の様々な問題行動に対してスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を派遣します。児童生徒が置かれた環境の問題（家族、友人等）への働きや児童相談所等の関係機関との連携・調整を行います。

【柏市問題対策支援チームの派遣】（新規）

指導主事・SV・SSW等でチームを組み学校に派遣します。柏市内小学校のいじめ等の学校が抱える多様な生徒指導上の課題や問題に対して、それぞれの専門性を生かしたアドバイスで、学校を支援します。

<p>2. 教職員研修の充実 【P4】</p>	<p>(1) 初任者研修等の各階層別研修や、生徒指導主任連絡協議会等で、それぞれの経験や職種に合わせた研修を進めていきます。</p> <p>(4) 平成25年度から3年間で、柏市のすべての教職員を対象に、自死予防のためのゲートキーパー養成研修を実施します。</p>	<p>(1) 初任者研修等の各階層別研修や、生徒指導主任連絡協議会等で、それぞれの経験や職種に合わせた研修を進めていきます。<u>平成28年度より10年目経験者研修の中にいじめ問題への対応力を高めるため、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応力を身につけることを目的とした「いじめ問題対策リーダー研修会」を毎年実施します。</u></p> <p>(4) 平成25年度から3年間で、柏市のすべての教職員を対象に、自死予防のためのゲートキーパー養成研修を実施しました。<u>今後も初任者や他市町村から異動してきた職員対象にゲートキーパー養成研修を継続していきます。</u></p>
<p>3. いじめの未然防止のための取り組み 【P5】</p>	<p>(2) インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、児童生徒及び保護者向けに講演会を行います。また、少年補導センター職員によるネットパトロールを行います。</p> <p>(6) 教育研究所ITアドバイザーと連携して、情報モラル教育を体系的に推進し、充実を図ります。</p> <p>(7) いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するため、管理職等学校の中核となる教員等の研修に、教育研究専門アドバイザーを派遣します。</p>	<p>(2) インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、児童生徒及び保護者向けに講演会を行います。また、少年補導センター職員によるネットパトロールを行います。</p> <p>(6) 教育研究所ITアドバイザーと連携して、情報モラル教育を体系的に推進し、充実を図ります。</p> <p>(5) いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するため、<u>学校の様々な研修に生徒指導室指導主事を派遣します。</u></p> <p><u>(6) いじめには加害者・被害者のほかに「傍観者」がおり、いじめの早期発見・解決するためには傍観者の行動が重要になってきます。その傍観者の意識を育成することを目的に中学校1年生の全学級を対象に傍観者教育を実施致します。(新規)</u></p>

<p>4. いじめの早期発見 に対する取り組み</p> <p>【P6】</p>	<p>(1) いじめを受けた児童生徒がその心の傷を広げることのないように、早期発見に努めます。教育委員会は市内小中学校62校に対し、年間3回、各学期末に「柏市いじめの状況調査」を実施し、各学校にはアンケート及び教育相談の実施を義務付けます。学校からの報告については教育委員会が追跡調査をし、生徒指導アドバイザー及び指導主事が必要に応じて学校を訪問し、支援します。</p> <p>(2) いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等を児童生徒及び保護者にリーフレット等で伝えます。さらに、これまでの電話相談に加え、電子メールでの相談も整備します。児童生徒に配布する「やまびこ電話」カードにメール相談用のQRコードを示します。</p>	<p>(1) いじめを受けた児童生徒がその心の傷を広げることのないように、早期発見に努めます。教育委員会は市内小中学校62校に対し、年間3回、各学期末に「柏市いじめの状況調査」を実施し、各学校にはアンケート及び教育相談の実施を義務付けます。<u>また、「柏市いじめの状況調査」も含めて、各学校に月1回のペースでアンケートを実施するように呼びかけ、アンケート調査結果は担任だけでなく、複数の目でチェックするよう学校に周知します。</u>学校からの報告については教育委員会が追跡調査をし、生徒指導アドバイザー及び指導主事が必要に応じて学校を訪問し、支援します。</p> <p>(2) いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等を児童生徒及び保護者にリーフレット等で伝えます。さらに、これまでの電話相談、電子メールでの相談に加え、<u>柏市立の中学校に在籍する中学生にいじめの早期発見、早期対応、抑制力を目的としたアプリを導入します。(新規)</u></p>
---	--	--

<p>5. いじめへの対応</p> <p><u>(4) インターネットを介してのいじめへの対応 (新規)</u></p>		<p><u>(4) インターネットを介してのいじめへの対応 (新規)</u></p> <p><u>① SNS・学校裏サイト等のインターネット上のいじめから児童生徒を守るために柏市少年補導センターにネットトラブル相談窓口を開設します。</u></p> <p><u>② 柏市学校警察連絡協議会と共同で毎年、市内小中高等学校の児童生徒の実態を把握するために生活実態調査を実施します。調査結果を教育委員会内で分析し、情報モラル教育等の参考にします。</u></p> <p><u>③ サイバーパトロールを実施し、柏市内小中高等学校の学校裏サイトや児童生徒のツイッター等のインターネット上の不適切な書き込みを監視し、見つけた場合は学校に通報します。</u></p> <p><u>④ スマートフォンを子どもに持たせることはネット型非行※に巻き込まれる可能性があることをミニ集会や保護者会等、様々な場面で保護者や地域に周知していきます。</u></p> <p><u>⑤ 市内児童生徒のスマートフォン等の電子機器の普及に伴うネット型非行(いじめ、ネットトラブル、性、薬物)防止に向け各種関係機関が情報共有を図り、連携して学校を支援します。(ネット非行防止連絡会議)</u></p> <p><u>⑥ 児童生徒が「情報を適切に活用し表現する能力」を育成するために、発達段階に応じて系統的にネットリテラシーを身につけるカリキュラムを学校に提示します。また、教育研究所のIT支援アドバイザーが情報活用の実践力と情報モラルを育成することを目的に小学校6年生と中学校2年生の全学級対象の情報モラル授業を行います。</u></p> <p><u>※ネット型非行とは SNS 等で人間関係が広がり自分の意思に関係なくネット上の不適切な有害情報が共有され、自分の意思に関係なく非行に巻き込まれてしまう新しい形態の非行。</u></p>
--	--	--

<p><u>(5) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒への理解と対応（新規）</u></p>		<p><u>(5) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒への理解と対応（新規）</u></p> <p><u>性同一性障がい※や性的指向・性自認に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行います。</u></p> <p><u>①平成29年度から3年間で、柏市のすべての教職員を対象に、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解のための研修を実施致します。「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている「性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」について、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」（内閣府「自殺総合対策大綱」）を踏まえ、教職員に周知します。</u></p> <p><u>②児童生徒が相談しやすい環境を構築するため、図書室や保健室に関連図書を整備します。また、児童生徒への指導及び理解のための指導教材等の研修を進め、人権教育を推進してまいります。</u></p> <p>※性同一性障がいとは生物学的性と性別に関する自己意識（性自認）が一致しないため社会的に支障がある状態</p>
<p>6 柏市基本方針の公表・点検・改善</p> <p>【P8】</p>	<p>(2) 柏市基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況を確認しながら、これを見直し改善していきます。</p>	<p><u>(2) 柏市基本方針については、法の施行状況を確認しながら、これを見直し改善していきます。</u></p>

<p>第3章いじめの防止等のために学校が実施すべきこと</p> <p>1. 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>【P9】</p> <p>3. 学校における取り組み</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>【P10】</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>①いじめの早期発見のための措置</p> <p>【P10~P11】</p>	<p>(2) いじめの早期発見</p> <p>①いじめの早期発見のための措置</p> <p>学校は、年間3回、学期ごとのアンケート調査と教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。児童生徒及び保護者が気兼ねなくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行う児童生徒に現れる変化を記した、保護者用のいじめチェックシートを作成、配付したり、保健室や相談室の利用、電話相談やメール相談の窓口について広く伝えるなどして、家庭と連携して児童生徒を見守り、早期発見に</p>	<p>(4) <u>学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置けるとともにいじめ防止に係る達成目標（アンケートの実施、校内研修、いじめを許さない環境づくり等）を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。（新規）</u></p> <p>(1) いじめの防止</p> <p><u>②悩みを抱える児童生徒への共感的理解（新規）</u></p> <p><u>日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくよう心掛け、教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示し、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めます。</u></p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>①いじめの早期発見のための措置</p> <p>学校は、年間3回、学期ごとのアンケート調査と教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。<u>アンケートについては、月1回のペースでアンケートを実施するように努め、担任だけでなく複数の目でチェックし、いじめの実態把握に取り組みます。児童生徒及び保護者が気兼ねなくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行う児童生徒に現れる変化を記した、保護者用のいじめチェックシート</u></p>
---	--	---

<p><u>(5) 性同一性障がい や性的指向・性自認に 係る児童生徒の理解 と対応(新規)【P12】</u></p> <p>第4章重大事態への 対処</p>	<p>これまでにも繰り返し述べてきたように、いじめはすべての児童生徒に起こりうる問題です。しかし、いじめが原因で児童生徒が自ら命を絶つような</p>	<p>れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。</p> <p><u>②インターネット上のいじめやトラブルについては、教育委員会や補導センターと連携し、学校ネットパトロールを実施して、早期発見に努めます。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取り組みについても周知します。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話・スマートフォンのメール等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについてしっかりと理解と責任を求めています。</u></p> <p><u>(5) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解と対応（新規）</u></p> <p><u>①教職員一人ひとりが「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒」について理解し、悩みを抱える児童・生徒に寄り添い、全体で支援を進めます。</u></p> <p><u>②性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、日頃より相談しやすい環境を整えます。</u></p> <p><u>③性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会、医療等の関係機関と連携して適切な対応を行います。</u></p> <p>これまでにも繰り返し述べてきたように、いじめはすべての児童生徒に起こりうる問題です。しかし、いじめが原因で児童生徒が自ら命を絶つような</p>
---	--	--

<p>2. 重大事態の発生と調査（法28条）</p> <p>（1）重大事態の基本的な考え方【P13】</p> <p>（4）調査主体について【P13】</p> <p>（5）調査を行うための組織について【P14】</p>	<p>事態は何としても防がなければなりません。そのための理念や施策についてこれまで述べてきたわけですが、万が一児童生徒が自死したり、又は法に規定されるような重大事態が起こった時には、柏市教育委員会は、市長部局と協力して事態に対応します。その際、決して事実を隠したりすることなく、いじめに関わったすべての子どもたちを最後まで守りぬくことを前提に取り組みます。</p> <p>（4）調査主体について</p> <p>学校から重大事態の報告を受けた場合、教育委員会はその事案の調査を行う主体を学校とするか、教育委員会とするかについて、関係する保護者の要望を十分に把握した上で判断しますが、教育委員会が主体となることを原則とします。</p> <p>（5）調査を行うための組織について</p> <p>教育委員会が調査を行う際には、そのいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保するよう努めます。関係する保護者の要望を十分に把握し、第2章-1-(2)における人材（p3-4）及び教育委員会事務局職員から、適切な人員を選び、調査委員会を組織します。また必要に応じて柏市いじめ問題対策連絡協議会の委員である関係機関の代表者や弁護士、医師等に、意見や調査への参加を求めます。調査責任者は教育委員会事務局職員から教育長を含む課長職以上の者に教育長が命じます。</p> <p>学校が調査を行う際には、校内いじめ防止対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるようにします。教育委員会は学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査に当たります。</p>	<p>事態は何としても防がなければなりません。そのための理念や施策についてこれまで述べてきたわけですが、万が一児童生徒が自死したり、又は法に規定されるような重大事態が起こった時には、柏市教育委員会は、市長部局と協力して事態に対応します。その際、決して事実を隠したりすることなく、<u>いじめを受けた子どもを最後まで守りぬくことを前提に取り組みます。</u></p> <p>（4）調査主体について</p> <p>学校から重大事態の報告を受けた場合、教育委員会はその事案の調査を行う主体を学校とするか、教育委員会とするかについて、関係する保護者の要望を十分に把握した上で判断します。<u>教育委員会が主体となることを原則とします。</u></p> <p><u>（5）調査を行うための組織について</u></p> <p><u>教育委員会が調査を行う際には、柏市いじめ重大事態調査検証委員会※を立ち上げ、公平性・中立性を確保するよう努めます。関係する保護者の要望を十分に把握し、調査責任者は教育委員会事務局職員から教育長を含む課長職以上の者に教育長が命じます。</u></p> <p><u>学校が調査を行う際には、校内いじめ防止対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるようにします。教育委員会は学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査に当たります。</u></p> <p><u>※柏市いじめ重大事態調査検証委員会とはいじめに係る重大事態についての教育委員会における調査に客観性、公平性、中立性、透明性、信頼性を持たせるために、第三者機関を設置して調査・検証を行うことを目的とした教育委員会の付属機関。弁護士・医師・学識経験者・スクールカウンセラー他を構成員としている。</u></p>
--	---	---

